

長野県地方税滞納整理機構特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構条例第12号

改正 平成28年3月22日条例第6号

令和2年2月6日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第5項の規定により、特別職の職員（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別職の職員の報酬)

第2条 特別職の職員に支給する報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、報酬が年額で定められている特別職の職員のその年度における在職期間が1年に満たないときは、別表に定める額に在職した月数（1月未満の端数があるとき又は在職期間が1月に満たないときは、これを1月とする。）を12で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 前項の在職期間の計算において、年度途中で退任した特別職の職員が、退任から1月内に再び就任したときは、引き続き在職していたものとみなす。
- 4 年額で定められている報酬は、その年度分を年度末月に支給する。ただし、年度途中で退任した議員に対する議員報酬は、その都度支給する。
- 5 日額で定められている報酬は、特別職の職員が現に勤務に従事した日においてその都度支給する。
- 6 前項の規定にかかわらず、その月における職務従事が複数回になると見込まれるときは、職務従事の実績に応じ、その月の報酬を合算して支給することができる。

(特別職の職員の費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）に規定する相当の特別職の職員に対する旅費又は費用弁償の例により、その要した費用を弁償する。ただし、路程が片道2キロメートル未満の場合は、費用の弁償は行わないものとする。

- 2 費用弁償の支給方法は、長野県地方税滞納整理機構一般職の職員の旅費に関する条例(平成23年長野県地方税滞納整理機構条例第13号)の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(広域連合長の報酬の特例)

2 広域連合長の報酬は、第2条の規定にかかわらず、当分の間、これを支給しない。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月6日条例第7号)

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(別表) 第2条関係

区 分		報酬の額
広域連合長		年額40,000円
副広域連合長		年額30,000円
選挙管理委員会 の委員	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円
監査委員	識見を有する者のうちか ら選任された委員	日額 7,000円 (他の地方 公共団体の監査委員とし て月額又は年額の報酬が 支給されていない委員に あっては、日額12,800 円)
	議会の議員のうちから選 任された委員	日額 6,000円
行政不服審査会の委員		日額 12,800円 (議会の 議員のうちから選任され た委員にあっては、日額 6,000円)
その他の特別職の職員		予算の範囲内において広 域連合長が定める額